

かどま地域通貨「蓮」 払戻しのご案内

かどま地域通貨「蓮」は、平成30年8月31日（金）をもって、ご利用を終了させていただきました。つきましては、「資金決済に関する法律第20条第1項」の規定に基づき、払戻しを行いますのでかどま地域通貨「蓮」をお持ちの方は、申出期間内に払戻しの手続きを行っていただきますよう、よろしくお願い致します。

■ 払戻しを行う発行者

特定非営利活動法人 あいまち門真ステーション

🌸 申出・払戻し期間

平成30年9月1日(土)から平成30年12月28日(金)まで
受付時間：10時00分～17時00分(木曜日・祝日を除く)

※上記の期間内にお申し出が無い場合、払戻しの手続きから除斥^注されますので、ご注意ください。

注：払戻しにおける除斥とは、払戻期間内に払戻しの申出をしなかった保有者について払戻しを請求する権利を消滅させることをいいます。日本資金決済業協会「前払式支払手段について消費者からよくあるご質問」([https://www.s-kessai.jp/pdf/member/faq/maebarai_shouhisha_Q&A\(120814H\).pdf](https://www.s-kessai.jp/pdf/member/faq/maebarai_shouhisha_Q&A(120814H).pdf))より引用。

🌸 払戻しの対象となる前払式支払手段の種類

・かどま地域通貨「蓮」 100蓮



・かどま地域通貨「蓮」 500蓮



■ 申出・払戻しの方法

上記期間中に、かどま地域通貨「蓮」を地域通貨「蓮」運営所へお持ちいただき、運営所に設置の「払戻し申出書」に必要事項を記入ください。その場で確認をし、現金にて払戻しを致します。

■ 払戻しが出来ない場合

- ・かどま地域通貨「蓮」が偽造又は変造されたもの
- ・その他「払戻し申出書」に不備がある場合

■ 申出・払戻しの場所・お問合せ先

特定非営利活動法人 あいまち門真ステーション

〒571-0025 門真市大字北島546番地 門真市民プラザ3階 地域通貨「蓮」運営所

電話：070-1239-7093 ファックス：072-800-7432

メール：kadoma-tsuka@aqua.ocn.ne.jp ホームページ：http://www.aimachi.jp/



かどま地域通貨「蓮」

払戻し申出書

お申出日：平成30年 月 日

お名前：_____

ご住所：_____

電話番号：_____

100蓮× 枚＝ 蓮(円)

500蓮× 枚＝ 蓮(円)

合計 _____ 円

枚数チェック	担当	備考
<input type="checkbox"/> 100蓮 <input type="checkbox"/> 500蓮		

かどま地域通貨「蓮」

払戻し申出書

お申出日：平成30年 月 日

お名前：_____

ご住所：_____

電話番号：_____

100蓮× 枚＝ 蓮(円)

500蓮× 枚＝ 蓮(円)

合計 _____ 円

枚数チェック	担当	備考
<input type="checkbox"/> 100蓮 <input type="checkbox"/> 500蓮		
